

志染地区
市政懇談会資料
(書面回答)

地区からの意見・提言(書面回答)

志染地区

	意見・提言の内容	担当課
1	昨年度の市政懇談会で出された意見・提言の進捗について	農業振興課 観光振興課 道路河川課
2	県道・市道における歩道等の除草作業の複数回実施	道路河川課
3	志染川護岸の補強補修	道路河川課
4	大型トレーラーによる騒音と道路の舗装	道路河川課 環境政策課
5	通り抜け車両に対する対策	生活安全課 道路河川課

市政懇談会 書面回答

地区名	志染地区	
意見・提言等	1	昨年度の市政懇談会で出された意見・提言の進捗について（戸田・細目）
<p>(内容)</p> <p>①三木市吉川町にある山田錦の館で山田錦まつりなどのイベントをされ、三木市の特産品である山田錦の振興に三木市が力を入れておられることは喜ばしいことです。</p> <p>ところが、志染町でとれた山田錦を使った日本酒が山田錦の館で取り扱いがされていません。なぜ一部だけの地域の山田錦で作っている日本酒を山田錦の館で取り扱っているのでしょうか。</p> <p>この件に関しては、昨年度の市政懇談会にも意見・提言として出されており、山田錦の館のリニューアルの際に、JAの管轄や地区を問わずオール三木市で酒米山田錦日本一のまちを発信する拠点として販売銘柄を充実させるとの回答がありました。その進捗はいかがでしょうか。三木市内でとれた山田錦で作ったすべての日本酒は、三木市が指導し山田錦の館で取り扱いすべきだと考えます。</p> <p>②細目・四合谷区間の市道について、当該道路は道幅が狭く、場所によってはすれ違いも困難な箇所もあり、そのうえ自転車、歩行者の通行も多いので非常に危険を感じていることは以前よりお伝えしているところです。</p> <p>昨年度の市政懇談会での書面回答では、道路の拡幅・拡張のためには「土地の整理」が必要とのことでしたが、その後解消に向かった進捗はどのようになっていますか。</p>		
回 答	<p>(担当課) 産業振興部 農業振興課 産業振興部 観光振興課 都市整備部 道路河川課</p>	
<p>①道の駅みき、山田錦の館ともに、「JAみのり」だけでなく、「JA兵庫みらい」管内で生産された酒米が使われた日本酒も販売しています。しかしながら、例えば山田錦の館では吉川町産の山田錦を使った日本酒をメインに販売されているなど、販売場所によって産地に偏りがあります。</p>		

ご提案にありますように、三木市の山田錦を使った全国の酒造会社の酒を展示販売すれば、PR効果も高まります。

市としましては、令和7年春の「山田錦の館」のリニューアル時には、農協の管轄や地区を問わずオール三木市で酒米山田錦日本のまちを発信する拠点として、関係機関（酒蔵、農協、村米部会、吉川まちづくり公社）と調整し、展示内容、販売する銘柄をさらに充実させてまいります。

②当該路線については、昨年度もお答えした通り、まずは、土地の整理が必要となりますが、地図が混乱しており解消には至っておりません。

詳細な交通量調査については、事業着手の具体的な内容や時期が決まってないことから行っていませんが、交通が集中する通勤通学時間帯の午前7:30~8:30について令和4、5、6年度において調査を実施しております。

北行が令和4年度約280台⇒令和6年度約300台と多く、逆方向の南行は令和4年度約110台⇒令和6年度約120台で、大型車（4t以上）の通行はほとんどありませんでした。

また、通学生については、同時間帯で北行は令和4年度28台⇒令和6年度14台、南行は令和4年度24台⇒令和6年度18台あり、まばらな通学で交通に特に影響がある状況ではないと考えます。

令和4年度から令和6年度については、交通量に大きな変化はなく、また状況として、交通の流れが一方向に偏っていることから、通行に極端な負荷はかかっていない状況です。

全体的にパトロールを実施する中でも、通過交通はスムーズに流れております。

以上のことから、その対策として、一部待避所を設置し、併せて、路面標示を施工したところです。

全線の道路改良工事はすぐに着手できる状態にはありませんので、安全に通行していただくために、速度を守りながら、お互い譲り合い通行していただきますよう、よろしく申し上げます。

市政懇談会 書面回答

地区名	志染地区	
意見・提言等	2	県道・市道における歩道等の除草作業の複数回実施（戸田・高男寺・大谷）
<p>（内容）除草作業について複数回実施の要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 戸田地区内の県道の歩道、情報公園都市の歩道の除草 2) 窟屋から青山方面に向かう大門橋より南側の法面の草刈 3) 県道三木社線の山陽道インター入口から大谷地区の歩道緑地帯、生活道路から県道へ出る部分の植栽帯 4) 地元として環境保全や生活道路の維持をしてきたが高齢化が進む中、大きな負担となっている。県・市による今後の対策に期待する。 		
回 答	（担当課）都市整備部 道路河川課	
<p>道路の除草については、延長も膨大で、市域全体をカバーするために、現在、除草については年1回を基本の実施としております。</p> <p>しかしながら、安全を確保するためには草刈の実施が追いついていない箇所もあります。</p> <p>全体としての複数回の除草の実施は難しい状況ですが、危険な箇所については、ご連絡いただけましたら、視距確保のための部分的な複数回の草刈の実施や、植栽帯の剪定や撤去も含めた検討も必要と考えておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>県道については兵庫県加東土木事務所に確認しましたところ、「除草業務については、除草回数は年1回を基本とする。除草が効果的になるよう7～9月に除草作業が実施するよう受注業者に指導している。」との回答をいただいております。</p>		

市政懇談会 書面回答

地区名	志染地区	
意見・提言等	3	志染川護岸の補強補修（御坂）
<p>（内容）</p> <p>御高橋付近から御坂サイフォン橋までの南北兩岸の調査及び補修をお願いします。北側には川に沿って旧道が走っており水道送水管が埋設されています。地震等による地滑りにより送水管が破損すれば、多くの家屋が断水します。</p>		
回 答	（担当課）都市整備部 道路河川課	
<p>ご提言の内容について、志染川の管理者である兵庫県加東土木事務所に確認いたしましたところ、「当該区間については、3年に1回程度の巡視点検を行っており、護岸(河岸)侵食を確認した箇所はあるものの著しい進行はなく、経過観察している。そのため、直近で護岸補修の予定はないが、今後の点検結果を踏まえながら、必要に応じて対策を行う」と伺っております。</p> <p>地震や大雨等の緊急時には、市としても、兵庫県加東土木事務所と情報共有を図りながら、迅速に対応します。</p>		

市政懇談会 書面回答

地区名	志染地区	
意見・提言等	4	大型トレーラーによる騒音と道路の舗装 (御坂・三津田・井上・高男寺)
<p>(内容)</p> <p>御坂神社裏の御坂東交差点、及び、サイフォン管が南北に通る道路と交差している段差の解消をお願いします。この2箇所は大型トレーラーが通過すると大きな振動と音が発生するため、周りの住民から苦情が寄せられている。</p>		
回答	(担当課) 都市整備部 道路河川課 市民生活部 環境政策課	
<p>ご提言の内容について、兵庫県加東土木事務所に確認いたしましたところ、</p> <p>「県では交通量や路面性状調査結果等を総合的に判断し、管内全体で優先順位を検討し、優先度の高い箇所から舗装の修繕を行っています。昨年度は御坂東交差点の東側(戸田地区)で舗装修繕を実施しました。ご指摘の御坂東交差点西側については、現地確認の上、今年度内を目途に部分的に補修を実施します。今後も道路パトロール等により路面の状況を確認しながら、適切な道路の維持管理を行います。」と伺っております。</p> <p>大型トレーラーの騒音等については、昨年、情報公園の企業及び兵庫県へ改善について要望したところですが、今年度についても要望してまいります。</p>		

市政懇談会 書面回答

地区名	志染地区	
意見・提言等	5	通り抜け車両に対する対策 (志染中・高男寺)
<p>(内容)</p> <p>生活道路における通り抜けについて、対策していただいた箇所でも効果が上がっておらず、ほかの箇所でも困っておられると思うが、市がとっておられる対策や、地区がとっている対策について教えて頂きたい。</p>		
回 答	<p>(担当課) 市民生活部 生活安全課 都市整備部 道路河川課</p>	
<p>生活道路の通り抜けについては、ドライバー自身の意識の問題もあり対策に苦慮しており、他地区においても、看板や路面標示における注意喚起が主な対策となっています。</p> <p>道路の一部を隆起させ、通過する車両に上下の振動を与えることで運転者に減速を促すハンプなどの物理的な対策もありますが、以前にご説明しましたように、振動や騒音など悪影響も懸念されるため、実施については慎重に考える必要があります。</p> <p>そのような中、国においても、生活道路については全国一律に、30km/hの規制を検討するなどの情報も得ております。引き続き、他市の状況などにも注視して、対応について検討して参りますのでよろしく申し上げます。</p>		